

## 改正概要説明書

国名：英国

法令名：商標規則

改正情報：2019年1月14日施行

### 改正概要：

#### 1. 早期審査請求の手續の明確化

・ 商標出願の早期審査請求について、手續の停止や進行を審査官の裁量で決めることができる旨、及びその場合の告知手段を規定して手續を明確化した(規則 5(6))。

#### 2. ニース分類の利用の明確化

・ 商品・サービスの指定においてニース分類の類見出しを用いる場合の要件を明確化し、また用語の定義を追加した(規則 3(2)(b), (5))。

#### 3. 送達宛先の制限の廃止

・ 書面等の送達宛先の規定において、英国内に制限する旨の規定を廃止した(旧規則 11(5)の削除)。

#### 4. 異議申立の根拠とする引例の使用時期の変更

・ 異議申立手續において、先行登録商標を異議の根拠として引用する場合、引用商標の使用の時期的要件を変更した(規則 17, 規則 17A)。

#### 5. 商標登録の分割に関する規定の新設

・ 商標登録を商品・サービスごとに分割する場合の要件及び取扱についての規定を新設した(規則 26A)。

#### 6. 商標登録更新の通知の規定の見直し

・ 商標登録更新に先立つ登録官からの通知の時期的要件を緩和し、併せて、通知がなかった場合でも登録官は責任を負わない旨の規定を新設し、併せて、更新請求書の提出時期も明確化した(規則 34(1), (2A), 規則 35)。

#### 7. 商標登録回復の場合の第三者保護規定の追加

・ 商標登録が更新されずに抹消された後に回復された場合、抹消後回復までの善意の第三者の行為については侵害を主張できない旨の保護規定を追加した(規則 37(1A))。

#### 8. 登録簿記載事項の追加

・ 団体標章の規約修正に関する規定を登録簿記載事項に追加した(規則 47(m))。

### 改正内容：

#### ・ 規則 5

(6)において早期審査に関して明確化された。

・規則 8

商品及びサービスの分類指定に関して明確化された。

・規則 11

(5)は廃止された。

・規則 17, 規則 17A

異議申立の時期的要件が明確化された。

・規則 26A

分割に関する新設規則である。

・規則 34

(2A)は登録更新に関する新設規則である。

・規則 37

(1A)は登録回復に関する新設規則である。

・規則 47

(m)は新設項である。